

審 査 決 定 報 告 書

文教福祉委員会

令和6年第1回水戸市議会臨時会において当委員会に付託されました報告第1号ほか1件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、本日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 報告第1号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第8号））中第1表中歳出

本件は、市民税非課税世帯に臨時特別給付金を支給するための費用について、補正措置を講じたものであり、対象世帯数と申請期限について、申請時における相談体制について、現在までの給付状況について、委託料の内訳等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「対象世帯が確実に給付を受けられるよう、丁寧な事務手続に取り組みたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

2 報告第2号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第9号））中第1表中歳出

本件は、市民税均等割のみ課税世帯に臨時特別給付金を支給するための費用について、また、市民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象世帯のうち、子育て世帯へ追加の給付金を支給するための費用について、それぞれ補正措置を講じたものであります。

委員会では、対象世帯の確認方法について、給付スケジュールについて、委託業者等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「申請を要する対象世帯が確実に給付を受けられるよう、分かりやすく丁寧な情報提供に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

記

報告第1号中第1表中歳出、報告第2号中第1表中歳出

以上、承認する。

上記のとおり報告する。

令和6年2月20日

水戸市議会議長 大津 亮 一 様

文教福祉委員会

委員長 後藤 通子